

スポーツ活動と異文化間相互理解・不寛容除去

石井 信輝

Promoting inter-cultural dialogue and understanding, and unlearning intolerance, through sport

Nobuki ISHII

要旨

本研究においては、スポーツが「異文化間の対話・交流および相互理解を促進し、不寛容を取り除くこと」にいかに関与できるかとの問いに対し、オリンピック・パラリンピックムーブメントやラグビーワールドカップを取り上げ検討した。その結果、オリンピックにおける難民選手団の結成という事実等をもとに、スポーツ活動が「異文化間相互理解・不寛容除去」について、一定の役割を担う可能性を示唆した。男女共同参画社会の実現や外国人労働者の受け入れ拡大を目指す法令の整備が進む中、そのようなスポーツの役割はますます重要となろう。したがって、この領域に関する国や公共団体の取り組みや、それらを体現化するための法制に関し調査・検討を進めることによって、さらに研究を発展させる必要があると考えられる。

1. はじめに

国連アカデミック・インパクトは、国連と世界の大学（および高等教育機関）とを結ぶ新しいパートナーシップとして、2010年秋に発足した。同インパクトでは、10項目の原則が示されている。それらの原則は、参加する教育機関のコミットメントによって促進される。摂南大学は原則9:「持続可能性を推進する」、および原則10:「異文化間の対話や相互理解を促進し、不寛容を取り除く」に2014年5月より参加。2017年5月には戦略的プロジェクト<グローバル共生研究>を立ち上げ、国連アカデミック・インパクトの原則10に沿った国際研究プロジェクトを推進するとともに、その成果を日本での地域貢献に結び付けようとする取り組みがなされ、一定の成果を残してきた¹⁾。

ところで、オリンピックが「平和の祭典」と形容されることもあるので、漠然とはスポーツが上記原則を推進する働きを持つであろうと思料される。しかしながら歴史的に見れば、スポーツはナショナリズム、性差別、人種差別、同性愛差別などの問題にも深くかかわっており²⁾、

1) 例えば、2019年9月1日～7日にかけて、異文化・多文化共生社会の理解を目指して、経済学部生に対するタイ国での研修が実施されている。

2) Giulianotti, R. & McArldle, D., Sport, civil liberties and human rights, Routledge, London, 2006, p.3.

上記原則の促進を阻害する可能性も秘めている。それでもなお、2011年に制定された我が国のスポーツ基本法³⁾においては、「スポーツの国際的な交流や貢献が、国際相互理解を促進し、国際平和に大きく貢献する」と規定している。すなわち、現代社会においてスポーツは、国際平和の創造に向けて重要な役割を担うことが期待される、ということができよう⁴⁾。そこで本研究においては、スポーツに関する世界的なビッグイベントであるオリンピック・ムーブメントやラグビーワールドカップ日本大会を対象として、スポーツが国際平和の構築のための基礎となる「異文化間の対話・交流および相互理解を促進し、不寛容を取り除くこと」にいかに関与することができるかを検討することとした。

2. ラグビーワールドカップ日本大会 2019

2019年、ラグビーワールドカップがアジア地域の国として初めて、我が国において開催された。2020年には東京オリンピック・パラリンピックが続く。このようにスポーツに関するビッグイベントが立て続けに催されるのであるが、それらのイベントは国際交流を促進するためのまたとない好機である。その意味においてラグビーワールドカップは、日本チームが初めて決勝トーナメントに進出（ベスト 8）したこと等によって、当初の予想を超えた大きな成功を収めている。それは以下のような観客動員に関するデータからも明らかである。同大会の主催者である World Rugby (WR) によれば⁵⁾、大会期間を通じての観客動員数は延べ 170 万 4,443 人（そのうちの 34%が海外からの来訪者⁶⁾）、1 試合の平均観客数は 37,877 人（台風の影響で中止となったプール戦 3 試合を除く）、プール戦での最多観客動員は横浜国際総合競技場で行われた日本対スコットランド戦の 67,666 人、決勝トーナメントでの最多観客動員は決勝のイングランド対南アフリカ戦の 70,103 人で、これは同会場の歴代最多動員数を記録した。またチケットの販売数については、最終的に約 185.3 万枚が販売可能席とされ、約 184 万枚（販売率は約 99.3%：中止の 3 試合を含む）に達した。これらの実績は、ラグビーワールドカップ 2019 日本大会が、日本国内はもとより、世界中から高い関心と注目を集め、結果として国際的な交流を促進したことを示している。

このような現象は、ボールを奪い合うために激しくコンタクトすること等、ラグビーの持つ競技としての魅力によってもたらされたことに疑いはない。ただし、多くの関心が注がれた理由はそれだけではなく、初めてのベスト 8 進出を果たす過程で、6 カ国の海外出身者が入り交じる日本代表が「ワン チーム」を合言葉に、WR が標榜するラグビーの価値（品位：INTEGRITY、

3) スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）

4) 辻口信良 “平和学”としてのスポーツ法入門、民事法研究会、東京、2017、2 頁。

5) 「ラグビーワールドカップ 2019™ 日本大会についてのご報告」 World Rugby、
<https://www.rugbyworldcup.com/news/538422>（2019 年 11 月 19 日閲覧）。

6) 日本経済新聞、2019 年 12 月 13 日、41 頁。

情熱：PASSION、結束：SOLIDARITY、規律：DISCIPLINE、尊重：RESPECT) を、見事に体現したからに違ひなからう。他方、このような日本代表チームの成功は、6カ国の海外出身者が存在したというチーム(グループ)内の多様性の高さに、導かれた可能性もある。なぜならば、NHL(アメリカとカナダにまたがるアイスホッケーリーグ)を対象とした先行研究においては、選手の国籍の多様性が低いチームと高いチームは、中程度のチームよりも成績がよかったとの報告があるためである⁷⁾。このように、現代社会におけるスポーツ活動の意義は、従前から指摘されている健康の維持・増進や経済的な効果⁸⁾だけではなく、「異文化間の対話・交流および相互理解を促進し、不寛容を取り除く」働きをも含むことを、改めて認識させたといえることができる。

ところで、ラグビーの代表チームでプレーする資格を外国人に付与することは、必ずしも日本に特有の事象ではない。例えば、2015年の前回大会において優勝したニュージーランドチーム31名の代表スコットには、6名の外国出身者が存在した(日本代表には11名、最大は13名のサモア、最少はアルゼンチンの0名)⁹⁾。代表チームに外国籍プレーヤーが存在することを可能にするのは、以下のような規定(WRルール「競技に関する規定」第8条¹⁰⁾プレーヤー

7) Phillips, K. W., & Phillips, D. J., Heterogeneity, performance, and Blau's paradox: The case of NHL hockey teams, 1988-1998, Academy of Management Annual Conference, New Orleans, LA., 2004.

このような結果が発生した理由として、出身国が中程度の場合には同じ出身国の選手同士が寄り集まる結果、グループ間の分断が拡大し、いさかいが生じるため、との指摘がある(日本語への翻訳は以下に示す著書から引用:イリス・ボネット著(池村千秋訳)Work Design—行動経済学でジェンダー格差を克服する—、NTT出版株式会社、東京、2019、284頁)。

8) 「ラグビーワールドカップ2019 大会前経済効果分析レポート」によれば、2019年の大会の日本における経済波及効果は4,372億円(29.7億ポンド)、GDP増加分(付加価値誘発額)は2,166億円(14.7億ポンド)、さらに、関連する税収拡大効果は216億円(1.5億ポンド)、雇用創出効果は25,000人に上ると予想している。また、読売新聞 rugby world cup 2019 日本大会 特集 (<https://www.yomiuri.co.jp/rugbyworldcup2019/1028-OYT1T50276>: 2019年11月27日閲覧)によれば、これまで日本代表ジャージーのレプリカの売り上げは年間1000枚程度だったが、今年は20万枚を既に出荷済みで、完売に近い状態、また、キリンホールディングスが111店舗ある英国風パブ「HUB(ハブ)」に出荷しているハイネケンなど3ブランドのハブ店内での販売量は、開幕から10月中旬までの期間で前年比3倍に上った。ハブの売上高は3~8月の上期は前年比マイナスだったが、9月は26.6%増と、W杯効果が如実に表れた。

9) Americas Rugby News, Foreign-born players at RWC 2015.

(<http://www.americasrugbynews.com/> 2019年12月20日閲覧)

10) 日本ラグビーフットボール協会 (<http://en.rugby-japan.jp/future/rule/laws/c08/> 2019年12月20日閲覧)

の身分、契約及び異動)の効力による：プレイヤーは、以下の条件を満たす一国の協会のシニアの15人制代表チーム、そのすぐ下のシニアの15人制代表チーム、または、シニアの7人制代表チームのみで、プレーすることができる。

(A) 当該国で出生している、または、

(B) 両親、祖父母の1人が当該国で出生している、または、

(C) プレーする時点の直前の36ヶ月間継続して当該国を居住地としていた。

すなわち、代表選手選考に際して国籍主義を採用せず、A~Cまでの3条件のうちの一つを満たせば、外国籍選手も代表となることが可能となる。

日本代表チームの外国人初キャップ・ホルダー（ラグビー競技においては、初めてテストマッチ（国同士の代表戦）に出場した選手にキャップ（帽子）が贈られるため）は、1985年に選出されたトンガ王国出身のノフォムリ・タウモエフォラウ氏である¹¹⁾。同氏は大東文化大学への留学生として来日し、大学・社会人を通して日本でプレーした。このようなスポーツ留学生制度は1960年代に米国で始まり¹²⁾、その後日本へも波及した制度である。現在では所属（高校・大学・社会人）チームだけではなく、ナショナルチームの強化にも本制度は欠かせない役割を果たすまでになった¹³⁾。そのことは例えば、2019年ワールドカップ日本代表チームキャプテンのリーチ・マイケル選手は、高等学校から日本への留学生であったことから明らかである。加えて、上記(C)に関する規定が来年度から、60ヶ月に変更されるため、このような制度の有する役割の重要性が今後さらに増大すると予想される。

ところで、摂南大学においても上記のようなスポーツ留学生制度が、2006年度よりラグビー競技に関して導入され、これまでに8名の卒業生を送り出した。2015年度の卒業生であるフェツアニ・ライタイミ氏（現トヨタ自動車）は、摂南大学出身者として初めてのキャップ・ホルダーとなり¹⁴⁾、日本ラグビーの発展に貢献している。他方、将来的には、スポーツを主目的に

11) 日比野弘 日本ラグビー全史、ベースボールマガジン社、東京、2011、531頁。

12) 松元 秀雄・高橋 直人 外国人スポーツ留学生の日本の大学への受け入れの現状と課題 ～ラグビー選手に着目して～、順天堂スポーツ健康科学研究、第1巻、第2号（通巻14号）2009、214-224。

13) ナショナルチーム選手の選考に当たり国籍主義を採用する競技においても、例えば陸上競技やバスケットボールにおいて、外国籍選手が見受けられる。例えば、2020年の箱根駅伝においては4名の外国人選手が出場した（本大会では1チームの外国人エントリーは2名まで、本選出場は1名までというルールがある）。また、同駅伝において初めて外国人留学生が登場したのは、1989年からである（左近充 輝一 高校・大学スポーツにみる留学生選手、体育の科学、Vol.60、No.5、2010、303-308。

14) 日本ラグビーフットボール協会（<https://www.rugby-japan.jp/match/15051>、2019年12月20日閲覧）

した留学であっても、長期間滞在する外国人に日本という国を魅力的に思ってもらうことは、グローバル化した国と国との関係、地域と地域との繋がり、企業と企業の取引、人と人の交流の発展を促進させる¹⁵⁾、親善大使を誕生させることにもつながるであろう。それらのことからこのケースは、本学園の留学生制度の成功例とってよかろう。しながら一方で、一か月足らずで日本での生活に適応できずに帰国した留学生も存在する¹⁶⁾。したがって今後は、多文化共生や日本社会の理解という視点を今以上に重視しながら、本制度を運用することが重要となる。

3. オリンピック・ムーブメント

本章においては、オリンピック・ムーブメントが掲げる基本理念(1)と国際オリンピック委員会 IOC による基本理念の体現化への取り組み(2)を取り上げ、同ムーブメントと異文化間相互理解・不寛容の除去に関して検討を加える。

1) オリンピック・ムーブメントの基本理念

近代オリンピックは、フランス人のピエール・ド・クーベルタン男爵によって提唱され、1896年にギリシャの首都アテネにおいて、第一回大会が開催された。古代オリンピックの開催地であったアテネが選ばれたことから明らかなとおり、このビッグイベントには古代から近代へと継承された性格を認めることができる。その一つとして指摘できることは言うまでもなく、スポーツの祭典としての性格である。この性格は IOC が「オリンピック・ムーブメントの抱負」として定めた、ラテン語の標語である *Citius* (より速く)、*Altius* (より高く)、*Fortius* (より強く) に集約される。この標語は人口に膾炙しており、一度は耳にしたことがあるフレーズであろう。他方、近代オリンピックは“平和の祭典”としての性格も継承している。古代オリンピックは通常8月か9月に開催され、その年の4月頃には「聖なるオリンピックの休戦」に入り、以後オリンピアと各都市国家間を行き来する選手と観客の安全が保障された¹⁷⁾。すなわち、「オリンピック・ムーブメントが民族的統一性の希薄な古代ギリシャ世界を結び付け、・・・平和と協力をもたらすことに貢献するという役割を担っていた」¹⁸⁾ ということである。ここに示した

15) 山下 誠矢・竹内 健太 「留学生 30 万人計画」が数値上達成した今、日本が実現すべきこと (<https://academist-cf.com/journal/?p=10997> 2019年12月24日閲覧)。

16) 本学の事例ではないが、バスケットボール競技大会(全九州高等学校)中に、留学生選手が審判に暴行。その後、チームは高校総体への出場を辞退、生徒は自主退学し帰国したというケースも存在する。

17) Mandell, R. D., *Sport: A cultural history*, Columbia University Press, New York, 1984, p.46. 同種の主張として: マキンントッシュ・ピーター(飯塚 鉄雄 校閲、竹田清彦・石川 且 共訳)、*スポーツと社会*、不昧堂出版、東京、1971、24頁。

18) 須田 直之、*スポーツによる町おこし、北の街者*、1998、青森、67頁。

「スポーツを通じての国際平和の実現」は、クーベルタンが展開するオリンピック復興運動においても、重要な目的として位置づけられており¹⁹⁾、近代オリンピックにも継承された理念である。なおこの理念は、近代オリンピックの組織、活動、運用の基準であり、かつオリンピック競技大会の開催の条件を定める「オリンピック憲章」の一部分を構成する「オリピズムの根本原則 2」²⁰⁾として、以下のように明記されている：

「オリピズムの目的は、人間の尊厳の保持に重きを置く平和な社会の推進を目指すために、人類の調和のとれた発展にスポーツを役立てることである。」

その他にもオリンピック憲章は、異文化間の相互理解や不寛容の除去という視点に関連して、スポーツをすることは人権の一つである（オリピズムの根本原則 4）としたうえで、この権利が「人種、肌の色、性別、性的指向、言語、宗教、政治的またはその他の意見、国あるいは社会的な出身、財産、出自やその他の身分などの理由による、いかなる種類の差別も受けることなく、確実に享受されなければならない」と規定している（オリピズムの根本原則 6）。すなわち、すべての個人はいかなる種類の差別も受けることなく、オリンピック精神に基づき、スポーツをする機会を与えられなければならないのである（オリピズムの根本原則 4）。そしてその理念を体現化するために、同ムーブメントに参画するすべての者に対して「オリンピック精神においては友情、連帯、フェアプレーの精神とともに相互理解が求められる」（オリピズムの根本原則 4）。特に IOC や NOC（国内オリンピック委員会）に対しては、「オリンピック・ムーブメントに影響を及ぼす、いかなる形態の差別にも反対し、行動する」責任が課せられている（IOC の使命と役割 6 および NOC の使命と役割 2－5）。

B. 基本理念を体現化する取り組み

上記のような崇高なオリンピック・ムーブメント理念が常に体現化されてきたかといえば、必ずしもそうではない。その証拠としてまず取り上げることができることは、平和の祭典であるはずのオリンピックとは正反対の出来事の発生である。例えば、1972 年のミュンヘン大会においては、武装集団が選手村に潜入し、結果として選手を含む 11 名が犠牲となった²¹⁾。その後の 1996 年のアトランタ大会においても、大会 7 日目のセンテニアル公園の屋外コンサート会場でパイプ爆弾が爆発し、死者 2 名、負傷者 111 名という惨事が起こっている²²⁾。また、男

19) 小石原 美穂 クーベルタンとモンテルラン-20 世紀初頭におけるフランスのスポーツ思想-、不昧堂出版、東京、1995、54 頁。

20) オリンピック憲章（Olympic Charter 2018 年版）

（<https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2018.pdf>、2020 年 1 月 7 日閲覧）

21) 内海和夫 オリンピックと平和、不昧堂出版、東京、2012、230 頁。

22) 永田 高志・長谷川 学・石井 正三・橋爪 誠 アトランタオリンピック爆弾テロ、日本外傷学会雑誌、31 巻 1 号、2017、47－51。

女間の差別を肯定するような大会運営もかつては見受けられた。というのは、1896年の第一回

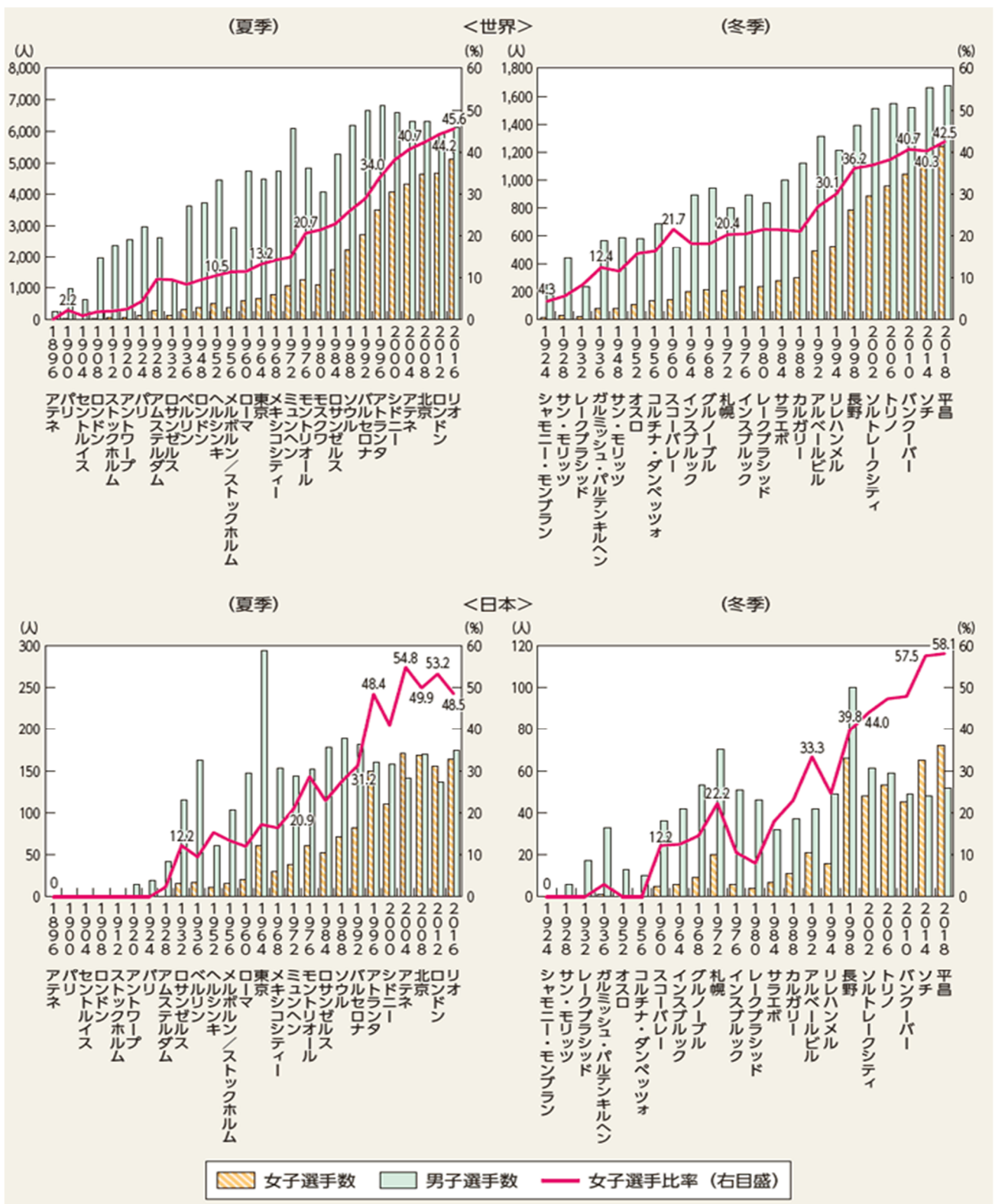


図1) オリンピック出場選手に占める女子選手の割合 (世界と日本) ²³⁾

23) 内閣府男女共同参画局作成資料より引用 (2020年1月7日閲覧)。

(http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/h30/zentai/html/zuhyo/zuhyo01-00-02.html)

大会においては、女性競技者の出場は認められなかったためである。このような差別的な大会運営は、クーベルタンが女性をオリンピックから完全に排除したことから生じたものであると言われて²⁴⁾。しかしながら彼の意に反して早くも1900年の第二回大会（パリ）においてはゴルフとテニスに、1912年大会（ストックホルム）には競泳と飛び込みに、1928年大会（アムステルダム）には体操と陸上競技に、女性が出場を果たした²⁵⁾。そのアムステルダム大会に日本人女性として初めて参加したのが、人見絹枝選手である。彼女は800メートル競技において2位となり、日本人女性として初のメダリストとなった²⁶⁾。

ところで上記データ（図1）が示す通り、オリンピック出場選手に占める女子選手の割合は、直近の夏季大会（リオ・2016）においては45.6%、冬季大会（平昌・2018）においては45.2%を占めるまでになった（日本についていえばそれぞれ48.5%と58.1%である）。近代オリンピックの黎明期と比べ、現在は女性選手の参加が格段に上昇する結果となった。このような方向性は今後さらに強化されることとなろう。というのは、2014年にモナコにおいて行われた第127次IOC総会にて採択された「オリンピック・アジェンダ2020」において、以下のように提言されているためである：

《提言11 男女平等を推進する》

- 1) IOCは国際競技連盟と協力し、オリンピック競技大会への女性の参加率50%を実現し、オリンピック競技大会への参加機会を拡大することにより、スポーツへの女性の参加と関与を奨励する。
- 2) IOCは男女混合の団体種目の採用を奨励する。

実際、1985年から男女の賞金を同額にし、またアスリート委員から入る役員も男女一名ずつと規定する定款を持つ「スポーツライミング」が、東京オリンピックの追加競技に採用された²⁷⁾のは、その表れであろう。男女共同参画社会の実現は現代社会において取り組むべき課題であり、スポーツ活動の分野においてもそのような視点からの運営が求められることは、当然である。

男女間の平等と並んで人種間の平等という視点も近代オリンピックの根本原理であるが、古代のオリンピックにおいては、そのような視点は全く欠如していた。というのは、ヘラノディカイといわれる審判者によって、競技に参加する選手の身許調査（正式なギリシア人で、かつ奴隷などではなく自由市民であるかなど）が実施されていたためである²⁸⁾。すなわち人種によ

24) グッドマン・アレン（谷川稔・石井昌幸・池田恵子・石井芳枝 訳）、スポーツと帝国、昭和堂、東京、1997、152頁。

25) Ibid.

26) 笹川スポーツ財団（<http://www.ssf.or.jp/history/essay/tabid/1139/Default.aspx>、2020年1月7日閲覧）。

27) 日本経済新聞、2019年12月13日、37頁。

る差別が公然となされていたわけである。近代オリンピックにおいても、例えばヒトラー政権下で行われた 1936 年第 11 回ベルリン大会においては、ユダヤ人をドイツチームから排除したという例は存在する²⁹⁾。しかし、そのような差別に対して世界中からボイコット運動が起きただけではなく、競技が始まってしまえば、日本人、黒人（例えばジェシー・オーエンスは陸上競技で 4 つの金メダルを獲得）やユダヤ人も次々と入賞し、必ずしもドイツ民族の優位が達成されたわけではなかった³⁰⁾。また、アパルトヘイトという人種隔離政策を実施していた南アフリカ共和国について IOC は、1970 年から 1991 年までの期間、オリンピック大会への出場を禁止する措置をとった³¹⁾。このように近代オリンピックにおいては、人種間の差別や男女間の差別といった問題への解決に向けて、一定の役割を果たしているということができよう。また、最近（2014 年）では“性的指向”による差別の禁止が根本原則 6 に加えられ³²⁾、LGBT³³⁾ への配慮や多様性の尊重が図られている。

上記の他にも、難民アスリートの支援という新しい取り組みが開始された。このような取り組みが開始された背景には、難民問題が必ずしも解決の方向に向かっていないという世界的な状況がある。そのため IOC は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）と連携して、この問題の解決に向けて取り組むことを決断した。このような取り組みはオリンピック・ソリダリティーの一環として行われ、2016 年には IOC が約 2 億 2 千万円を拠出し 43 名の難民選手に対する支援が実現した。さらに、「IOC 難民五輪選手団（難民選手団）」が結成されオリンピックへの参加が承認された³⁴⁾。その結果リオ・オリンピックにおいては、10 名の選手（シリア出身の水泳選手 2 人、コンゴ民主共和国出身の柔道家 2 人、エチオピア出身のマラソン選手 1 人、そして南スーダン出身の中距離走者 5 人から構成）³⁵⁾ が出場を果たした。この 10 名の選手が五輪旗を掲げて開会式に参加し、困難を乗り越えて競技に打ち込む姿は、多くの人々に感動を与える

28) 楠見 千鶴子 ギリシアの古代オリンピック、講談社、東京、2004、18 頁。

29) パリー・ジム&ギルギノフ・ヴァシル（舛本 直文 訳）、オリンピックのすべて - 古代の理想から現代の諸問題まで - 、大修館書店、東京、2008、236 頁。

30) 内海和夫 *op. cit.*, 2012、200-201 頁。

31) パリー・ジム&ギルギノフ・ヴァシル *op. cit.*, 2008、237 頁。

32) 東京都人権啓発センター（https://www.tokyo-jinken.or.jp/publication/tj_79_feature.html、2020 年 1 月 10 日閲覧）。

33) レズビアン[lesbian]（女性同性愛者）、ゲイ[gay]（男性同性愛者）、バイセクシュアル[bisexual]（両性愛者）、トランスジェンダー[transgender]（身体の性と性自認が一致しない人。性同一性障害を含む）の頭文字。

34) 朝日新聞 Digital（<https://www.asahi.com/articles/ASJ331DVSJ32UHBI043.html>、2020 年 1 月 13 日閲覧）。

35) 国連 UNHCR（<https://www.japanforunhcr.org/archives/9293>、2020 年 1 月 13 日閲覧）。

こととなった。その後 2018 年 10 月 9 日のブエノスアイレスでの第 133 次 IOC 総会において改訂されたオリンピック憲章の規則 5 付属細則には、オリンピック・ソリダリティーの 11 番目の活動として、「難民であるアスリートを支援すること」が明記されるに至った。

また、東京オリンピックにおいては、このような取り組みをさらに発展させる予定である。というのは、同大会での「難民五輪選手団」結成に向けて、前回大会以上の規模の支援と参加人数となることが IOC により発表されたためである³⁶⁾。実際、前回大会以上の取り組みがすでにスタートしている。その一例として、以下のような取り組みがある³⁷⁾：「先日開催された『東京マラソン 2020』のエリートカテゴリーに、リオ 2016 オリンピック IOC 難民五輪選手団の一員であるヨナス・キンディ選手（エチオピア出身）が難民アスリートとして初めて出場し、見事完走を果たした。同選手は、尊敬する母国の英雄アベベ・ビキラ選手が走った東京の街を走るという長年の夢をかなえただけではなく、来日期間中に早稲田大学所沢キャンパスで同大競争部の学生たちと合同練習を行うことによって、国際的な交流もあわせて実現させている」。このような「IOC 難民五輪選手団（難民選手団）」の結成にかかわる一連の取り組みとその果実は、寛容と相互理解を育むスポーツの一側面を浮き彫りにしたといえることができる。

4. まとめ

本研究においては、スポーツが「異文化間の対話・交流および相互理解を促進し、不寛容を取り除く」ことにいかに貢献することができるかという問いに対して、オリンピック・パラリンピックムーブメントやラグビーワールドカップを取り上げ検討した。その結果、オリンピックにおける難民選手団結成など、スポーツ活動が「異文化間相互理解・不寛容除去」について、一定の役割を担う可能性を示唆した。ただし、このような研究成果が得られた対象は非政府組織であり、「異文化間相互理解・不寛容除去」に関する実効性には、限界もあろう。したがって今後検討すべき課題は、各国の政府や地方公共団体が異文化間相互理解の促進や不寛容を除去するために、スポーツ活動を手段として用いることの可能性である。

具体的にはまず、国や地方公共団体による取り組みについて、調査・検討する必要がある。また並行して、スポーツ政策を推進するための法制に関しても検討すべきである。というのは、不寛容の除去や異文化間の相互理解を推進するための国や地方公共団体の取り組みに関して、その実効性を担保する鍵となるのが法令だからである。加えて、法制や実際の取り組みに関する国際比較研究も有効となろう。その際、本研究でも取り上げたピエール・ド・クーベルタン男爵の母国であるフランスを比較の対象とすることが、研究を発展させるうえで肝要となろう。

36) 日本オリンピック委員会 (<https://www.joc.or.jp/sp/news/detail.html?id=11544>、2020 年 1 月 13 日閲覧)

37) 国連 UNHCR 協会 (<https://prtimes.jp/main/html/rd/p/000000064.000008107.html>、https://www.japanforunhcr.org/archives/YonasKinde_report : 2020 年 3 月 14 日閲覧)

なぜならば、同国におけるスポーツ法制の中核をなすスポーツ法典 (Code du sport) に、「スポーツを通じた社会統合や相互理解の促進」を規定する条文が存在しており³⁸⁾、フランスを比較の対象とすることによって、新しい研究成果を獲得する可能性が高まるためである。

我が国においても男女共同参画社会の実現や外国人労働者の受け入れを拡大するための法令の整備が進む中³⁹⁾、「異文化間相互理解・不寛容除去」に関するスポーツの果たすべき役割は今後ますます増大するであろうし、その実効性を高めるための研究成果の獲得が待望されている。

38) スポーツ法典 L.100-1 条：スポーツ及び身体活動は、教育、文化、国民の統合、社会生活の重要要素をなす。とりわけ、学校生活での失敗を阻む戦い、社会的・文化的な不平等の是正及び健康の保持に寄与する。

39) 男女共同参画については：男女共同参画社会基本法（平成十一年六月二十三日法律第七十八号）。外国人労働者の受け入れに関して：出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律（平成30年法律第102号）。